

ごみ減量化推進事業委託仕様書

1. 業務名

ごみ減量化推進事業

2. 目的

豊前市（以下「本市」という。）の高齢者保健福祉計画（令和5年度～令和9年度）によると、高齢者の単身世帯数は、平成12年には1,124世帯だったが令和2年には1,689世帯へ増加し、要介護等認定率も平成28年度16.3%だったものが令和3年度には17.0%へ増加している。また、母親と子どものみの世帯と父親と子どものみの世帯が、平成7年には710世帯だったものが平成27年には1,051世帯へ増加し、子育てにおいても孤独のリスクが高まっている。また、話し相手がない、助けてほしい時に頼れる人がいないなど、暮らしの中で共助機能が脆弱となり、繋がりが希薄になることで、地域の中には孤立してしまう高齢者や子育て世帯が増えている状況にある。よって、今回採択されたデジタル田園都市国家構想交付金「Re:ぶぜんプロジェクト」サーキュラーシステムが紡ぐ豊前版小さな拠点2.0」※を活用し、「つなぐ」「めぐる」「かわす」「ひらく」という複層的な仕掛けづくりを行うことで、Well-beingの向上や移住定住人口及び関係人口の増加など地域の活性化を目的とする。

※事業概要は、<https://www.city.buzen.lg.jp/sousei/rebuzen.html> 参照

3. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案等により調整する場合がある。

(1) 地域の活性化に資する資源回収システム導入及び初期管理

人口減少や少子高齢化でごみ回収等課題を抱える住民の相互扶助の仕組みづくりや、Well-beingの向上など地域の活性化に資する資源回収システムを提案し、具体的に実証実験を行う拠点（以下「資源回収ステーション」という。）の2か所以上の立ち上げ及び、機能提供、初期管理を行うこと。ただし、資源回収ステーションは地域のコミュニティ活動の拠点となり得る公共施設であること。

(2) 立ち上げ後の持続可能な体制づくりのための資源回収ステーション等の伴走支援

企画・検討支援、関係者連絡調整・協議、調査、資料作成、先進地視察調査支援など伴走支援を行うこと。

(3) ごみ減量化や資源化に向けた普及啓発等

地域の特性を踏まえ、住民がごみ減量化や資源化に向けた取組を促進するための普及啓発を行うとともに、体験会、イベント等を実施し更なる啓発を通じてコミュニティの醸成を図ること。加えて行政区に加入していない人や外国人など、地域コミュニティとの関

係が希薄な人についても普及啓発等の対象とすること。

(4) 環境学習の実施

環境学習を通して、子どもたちが環境の保護改善に参加する意欲と、環境問題に関する責任、事態の危急性についての認識を深め、持続可能な社会の構築に向けて実践する取り組みを行うこと。

(5) 協議調整

資源回収ステーションの業務にあたっては、周辺自治会、施設等への事前説明及び協力依頼を行うとともに、豊前市一般廃棄物収集運搬許可業者及び設置場所の管理者等と十分に協議調整を行うこと。

(6) 安全対策

資源回収ステーション及びストックヤード等として設置することに伴う臭気対策及び風雨対策を十分に行うこと。また、火災対策等も考慮に入れ、安全に配慮すること。

(7) 事業継続性

事業終了後も引き続き地域住民が主体となって資源回収ステーションを運営していくための手法を検討すること。

(8) 受託事業者間の連携調整

本業務の実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金「Re:ぶぜんプロジェクト サーキュラーシステムが紡ぐ豊前版小さな拠点 2.0」で実施する「Re:ぶぜんプロジェクト伴走支援等業務」受託者による会議等への参加など、受託事業者間での連携調整を密に行うこと。

4. 業務の進め方

本業務は、次のとおり進めることとする。

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施にあたっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議を行い、決定するものとする。
- (5) 資源化向上や地域コミュニティ向上のために仕様書に記載されていない事項があれば、提案とすること。

5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R）1部

※なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。
- (5) 専門的な知識及び調査、仕様作成等が必要な場合は、本市と協議の上、再委託することができる。

(資源回収ステーションの収集品目予定)

カン・ペットボトル	ビン
紙製容器包装・雑紙	新聞
雑誌	段ボール
プラスチック製容器包装	